

南魚沼市告示第63号

南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

南魚沼市長 林 茂 男

南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、南魚沼市空き家バンク制度の活性化を図り、空き家バンクへの登録を促進するため、空き家バンクに登録しようとする空き家等の家財道具等を処分する所有者等に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものとし、その交付に関しては、南魚沼市補助金等交付規則（平成16年南魚沼市規則第55号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家等 市内に存する専用住宅又は併用住宅のうち、現に使用していないもの(建築後使用されたことのない専用住宅等は除く。)又は今後使用しなくなる予定の建物及びその建物が立地する土地をいう。
- (2) 所有者等 空き家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家等の売却又は賃貸を行うことができる権利を有している者をいう。
- (3) 空き家バンク制度 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等からの申込みにより、当該空き家等の情報を登録し、利用希望者に対して本市が情報提供する制度をいう。
- (4) 補助対象空き家等 空き家バンク制度に登録しようとする物件で登録されることが確実な物件をいう。
- (5) 事業者 南魚沼市内に住所を有する個人事業者又は南魚沼市内に本社、本店、支店若しくは営業所等を有する法人をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、所有者等又は事業者が代行して行う次の各号に定める事業とする。

- (1) 空き家等に残存する家財道具等の搬出、処分及び除去
- (2) 空き家等の清掃

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は補助対象事業に係る空き家等の所有者等であって、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 空き家バンク制度に登録することが确实と見込まれる者
- (2) 補助対象空き家等について、過去にこの補助金の交付を受けていない者
- (3) 納付すべき市税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、南魚沼市暴力団排除条例（平成24年南魚沼市条例第2号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員その他市長が不相当と認める者については、補助対象者としなない。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が不相当と認める費用は、補助対象経費としなない。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額とし、20万円を上限とする。この場合において、算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（様式第2号）
- (2) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (3) 補助対象事業に係る補助対象空き家等内の家財道具等の残存状況及びその敷地の状況が分かる写真
- (4) 納税証明書
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査のほか必要に応じて現地調査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付(不交付)決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定に当たり、必要な条件を付することができる。

(補助対象事業の変更等)

第9条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助対象事業を変更し、又は中止しようとするときは、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受け、承認又は不承認を決定したときは、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金変更等承認(不承認)決定通知書(様式第5号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(完了報告)

第10条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金完了報告書(様式第6号)に次の各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (2) 補助対象事業の実施に係る写真であつて、補助対象事業に係る空き家内部又はその敷地の状況につき、補助対象事業の実施前、実施中及び実施後の状況が比較できるもの
- (3) 前2号に掲げる書類のほか、市長が必要と認める書類

(補助対象事業の調査)

第11条 市長は、前条の規定による報告があったときは、必要に応じて現地を調査することができる。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、第10条の規定による報告があったときは、その内容について審査及び確認を行い、補助金の額を確定したときは、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金確定通知書(様式第7号)により当該交付決定者に通知するものとする。

2 交付決定者は、前項の通知を受けたときは、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第8条第2項の規定により付した条件に違反したとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）
南魚沼市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
連絡先

㊞

南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付申請書

標記補助金を下記のとおり受けたいので南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、私は、要綱第4条の定める補助対象者の要件に該当し、必要があるときは、家族構成等及び市民税等の納税状況について、市が職権で調査及び確認することに同意します。

同意の署名（自署）

㊞

記

交 付 申 請 額	円
補 助 対 象 経 費	(1) 家財道具等の処分 _____ 円 (2) 空き家等の清掃 _____ 円 (3) 事業代行 _____ 円
交 付 申 請 額 算 定	上記 (1) (2) (3) の合計 補助対象経費 補助率 千円未満切捨 交付申請額 円×2/3≒ 円 円
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 誓約書 <input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る見積書の写し <input type="checkbox"/> 補助対象事業に係る箇所の状況写真 <input type="checkbox"/> 納税証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
登録予定物件の住所	南魚沼市
事 業 実 施 期 間	年 月 日～ 年 月 日

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

（あて先）
南魚沼市長

誓約書

私は、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金の交付申請に当たり、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守することを誓約します。

また、要項第13条の規定により、補助金の交付決定を取り消されても異議ありません。この場合において、同条の規定による補助金の返還命令に従うことをここに誓約します。

住 所

氏 名

印

様

南魚沼市長

南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金
交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金について、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 決定内容

- 補助金の交付を決定します。

交付決定額 _____ 円

- 次の理由により、補助金の交付をすることができません。
(理由)

2 注意事項

- (1) 補助金に係る申請内容を変更又は中止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業の遂行状況に関して報告を求め、又は実地調査を行うことがある。
- (3) 補助事業が完了したときは、完了日から14日以内又は交付決定のあった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金完了報告書（様式第6号）に次の書類を添えて提出すること。
 - ・ 補助対象経費に係る領収書の写し
 - ・ 事業完了写真（実施中、実施後の状況を申請時提出した写真と比較できるように撮影したもの）

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）
南魚沼市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
連絡先

印

南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金について、下記のとおり申請内容を変更又は中止したいので、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、申請します。

記

補助事業内容の変更

区 分	変更前決定内容	変更後申請内容
交 付 申 請 額	円	円
補 助 対 象 経 費		
交 付 申 請 額 算 定		
添 付 書 類		
そ の 他		

補助事業の中止
（理由）

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

南魚沼市長

南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金
変更等承認（不承認）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金変更等承認申請について、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

変更決定内容

- 補助事業の変更又は中止について、承認することを決定します。

既決定額 _____ 円

変更決定額 _____ 円
(変更理由)

- 次の理由により、補助事業の変更又は中止をすることができません。
(理由)

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）
南魚沼市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
連絡先

印

南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金完了報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金について事業が完了したので、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

補助金決定額	円
補助対象経費	(1) 家財道具等の処分 _____ 円 (2) 空き家等の清掃 _____ 円 (3) 事業代行 _____ 円
補助金実績額算定	上記 (1) (2) (3) の合計 補助対象経費 補助率 千円未満切捨 交付申請額 円×2/3≒ 円 円
添付書類	<input type="checkbox"/> 補助対象経費に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 事業完了写真（実施中、実施後の状況を申請時提出した写真と比較できるように撮影したもの） <input type="checkbox"/> その他（ ）
登録物件の住所	南魚沼市
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日

様式第7号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

南魚沼市長

南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金確定通知書

年 月 日付けで完了報告のあった南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金について、南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助金確定額 _____ 円

備考

- (1) 南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この要綱の規定に違反した場合、補助金の使途が適正でない場合は、この決定の取り消しにより、市長の求めに応じ交付した補助金の全部若しくは一部を返還すること。
- (3) この補助事業について、市長が必要な調査を行うときは調査に協力すること。

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

（あて先）
南魚沼市長

申請者 住 所
フリガナ
氏 名
連絡先

印

南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金請求書

年 月 日付け第 号で額が確定した南魚沼市空き家等活用のための家財道具等処分支援事業補助金について、次のとおり請求します。なお、当該補助金については、下記口座に振込みをお願いします。

記

1 補助金請求額 _____ 円

2 補助金の振込先口座

振込先 金融機関	銀行・信金 農協・信組 労金	本店・支店 出張所
口座種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 (いずれかに☑する)	口座番号
口座名義	(フリガナ) 氏 名	

※ 振込先口座は、申請者名義の口座に限ります。